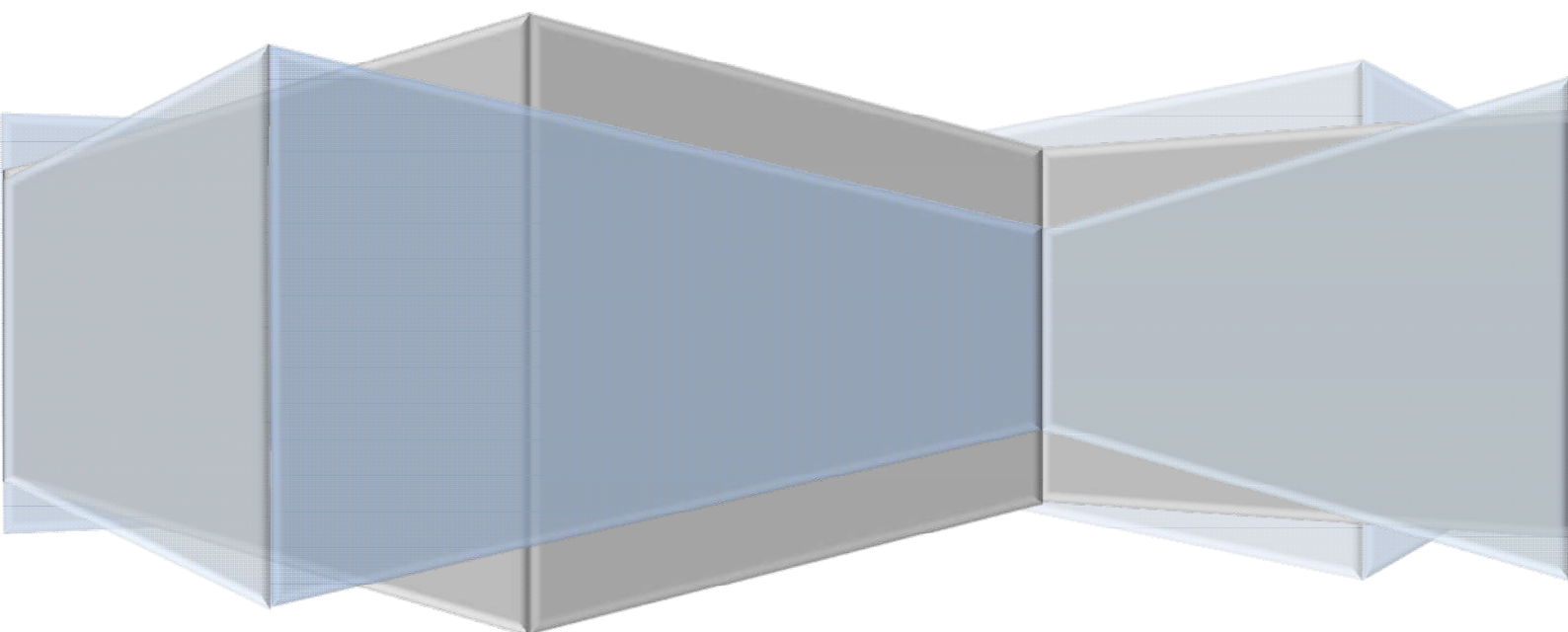


登別市学校適正配置基本方針 (令和6年度改訂版)

(案)



令和7年 月

登別市教育委員会

I 改訂の趣旨

学校教育においては、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力しあい、切磋琢磨することで一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、小中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましいものと考えます。

しかしながら、少子化の進展などにより、本市においても児童生徒数がピーク時の約3割にまで減少するなど各学校の小規模化が進み、今後、多くの学校で1学年1学級となり、さらに1学級における児童生徒数も減少していくことが予測されます。

また、施設面においては、本市の小中学校の校舎は人口の増加に併せて新築・増築してきた経緯から、その多くは建設から40年が過ぎ、中には60年を超えている校舎もあるなど老朽化が進んでいます。

さらには、小中学校における一人一台端末の実現などによる学びの環境の変化に加えて、地球温暖化による猛暑などの気象変動や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震に伴う津波など自然災害への対策など新たな課題も生じています。

市教育委員会では、平成26年5月に、適正配置の目的や基本方針、学校の規模（目安）、適正配置の手法等を示すとともに、登別市総合計画第3期基本計画期間（平成28年度～令和7年度）における検討課題をまとめた、「登別市学校適正配置基本方針」を策定しました。

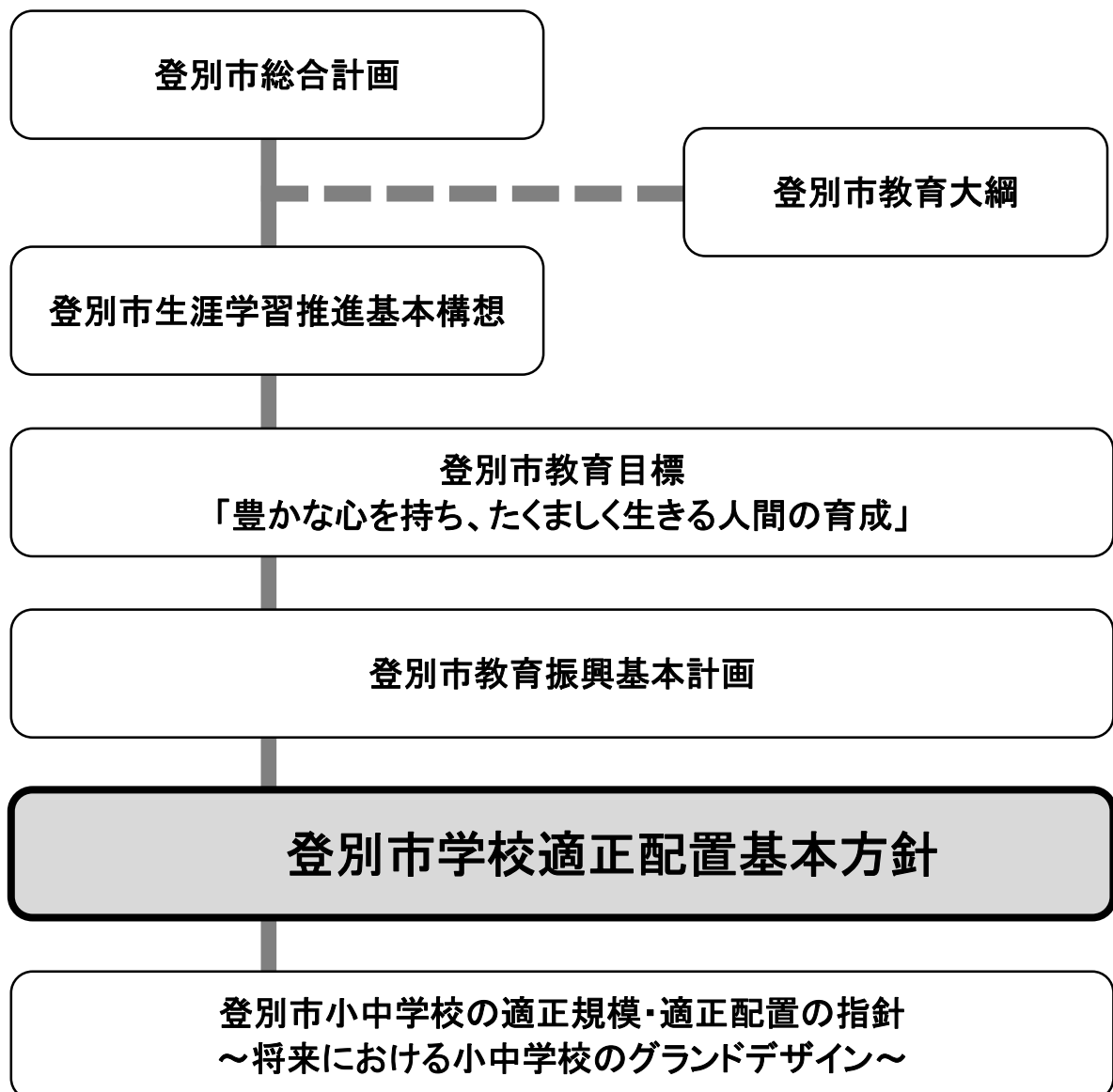
令和3年度には、適正規模が課題となる学校区が生じてきていることから、将来を見通した適正配置の姿や各期間の取組内容について「登別市小中学校の適正規模・適正配置の指針～将来における小中学校のグランドデザイン～」を策定し、学校や地域の関係者の皆様と協議を重ねた結果、幌別東小学校は令和7年3月に幌別小学校と、登別中学校は令和9年3月に幌別中学校とそれぞれ統合することとしました。

今後も児童生徒数が想定以上に減少することが予測されることに加え、学校施設の老朽化など対応が必要な課題も生じていることから、中長期的視点を持ち、かつ児童生徒数の推移に限らず様々な課題について多面的に検討し、児童生徒のより良い教育環境を確保した適正配置を進めていくため、登別市学校適正配置基本方針を改訂することとしました。

II 基本方針の位置づけ

小中学校の適正配置については、「登別市教育振興基本計画」（平成31年3月策定）の重点Ⅱ－地域に根ざした魅力ある学校づくりにおいて、児童生徒の学びのより良い環境づくりのため、少子化等による人口動態や地域の実情を考慮しながら、時代に即した学校の適正配置に努めるとともに、学校施設の長寿命化計画に基づき計画的な整備に努める、としています。

登別市学校適正配置基本方針は、登別市教育振興基本計画等における小中学校の適正規模の確保等に関する基本的な考え方を示すものとし、具体的な適正配置の姿は、「登別市小中学校の適正規模・適正配置の指針～将来における小中学校のグランドデザイン～」において、想定される適正配置の姿を示していくこととします。



目次

1 登別市の学校の現状	1
2 児童生徒数の推移と今後の予測	2
(1) 学校別児童生徒数の予測推移	3
(2) 学校別児童生徒数の予測推移まとめ	13
3 学校の規模・通学距離	14
(1) 小規模化の「よさ」と「課題」	14
(2) 法令等における学校規模・通学距離	15
(3) 学級編制基準と教員配置基準（北海道）	17
4 通学区域と通学距離の基準	18
(1) 登別市立学校通学区域	18
(2) 通学距離の基準	18
5 学校施設の現状	19
6 課題まとめ	20

登別市学校適正配置基本方針	21
(1) 適正配置の目的	21
(2) 適正配置の基本的な方針	21
(3) 学校の規模	22
(4) 適正配置の進め方	23
(5) 登別市学校適正配置基本方針の見	23

【児童生徒数の推移と今後の予測における注意点】

- 1 北海道登別明日中等教育学校への進学者数は考慮しておりません。
- 2 登別東小学校（令和7年4月1日に幌別小学校と統合）及び登別中学校（令和9年4月1日に幌別中学校と統合）の児童生徒数は、それぞれ統合する学校に加えています。

1 登別市の学校の現状

登別市は、海岸線に沿って東西 20 k m の長さに拓けており、市政の中心としての幌別地区、観光地として多くの人々が来訪する登別地区、商業地や新興住宅地としての鷺別地区及び富岸地区とそれぞれの地区の地勢を生かした発展とともに学校が設立され、現在の校区の基盤ができ、その後の人口増加により学校が新設されていきました。

令和 6 年現在、小学校 8 校、中学校 5 校が登別市立小中学校として設置していますが、幌別東小学校（令和 7 年 3 月）と登別中学校（令和 9 年 3 月）が、それぞれ近隣校と統合します。

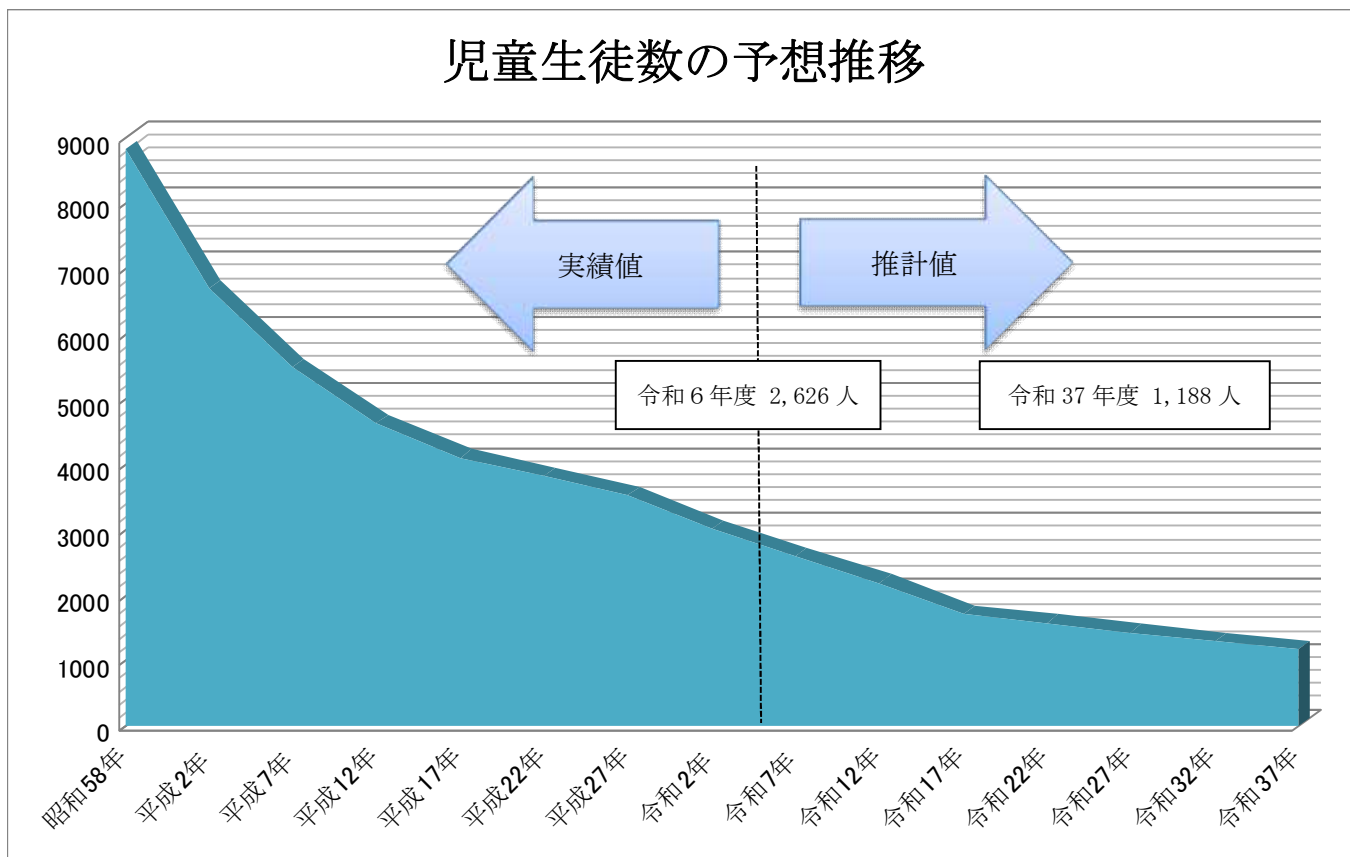
登別市立小中学校（R 6. 5. 1 現在）

学校名	所在地	職員数	学級数(特別支援学級数) ・児童生徒数
幌別小学校	中央町 6 丁目 19 番地 1	24 人	13 (2) 学級 242 人
幌別西小学校	片倉町 5 丁目 13 番地	20 人	13 (3) 学級 251 人
鷺別小学校	鷺別町 4 丁目 36 番地 21	21 人	11 (3) 学級 211 人
登別小学校	登別本町 3 丁目 25 番地 2	13 人	8 (2) 学級 133 人
富岸小学校	富岸町 2 丁目 17 番地 4	24 人	15 (3) 学級 355 人
幌別東小学校 (R 7. 3 閉校)	幌別町 8 丁目 16 番地 1	11 人	4 (1) 学級 41 人
若草小学校	若草町 1 丁目 1 番地 2	22 人	14 (3) 学級 302 人
青葉小学校	青葉町 3 丁目 3 番地	22 人	15 (3) 学級 249 人
幌別中学校	千歳町 3 丁目 1 番地 3	17 人	8 (2) 学級 141 人
鷺別中学校	鷺別町 4 丁目 36 番地 6	21 人	10 (2) 学級 247 人
登別中学校 (R 9. 3 閉校)	登別本町 1 丁目 1 番地 1	14 人	5 (2) 学級 50 人
西陵中学校	片倉町 5 丁目 12 番地 1	14 人	6 (2) 学級 114 人
緑陽中学校	富岸町 1 丁目 11 番地 1	26 人	14 (4) 学級 290 人

2 児童生徒数の推移と今後の予測

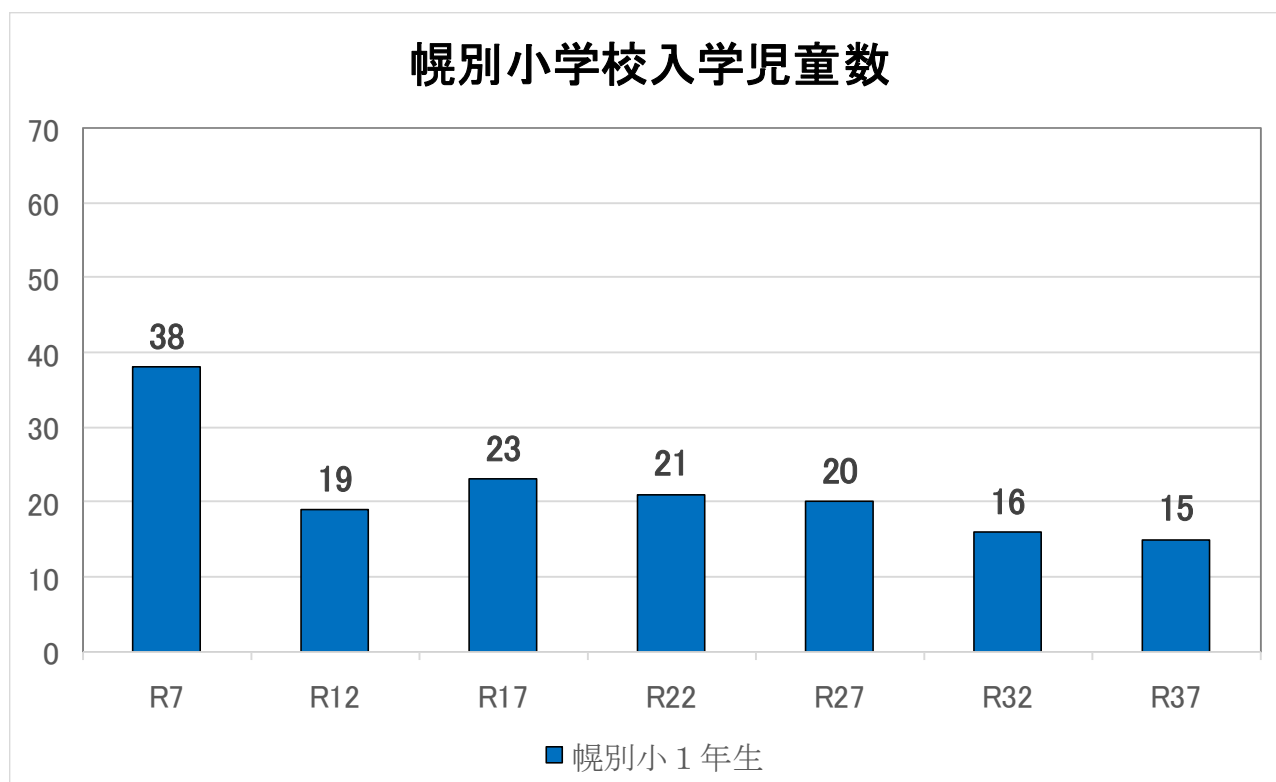
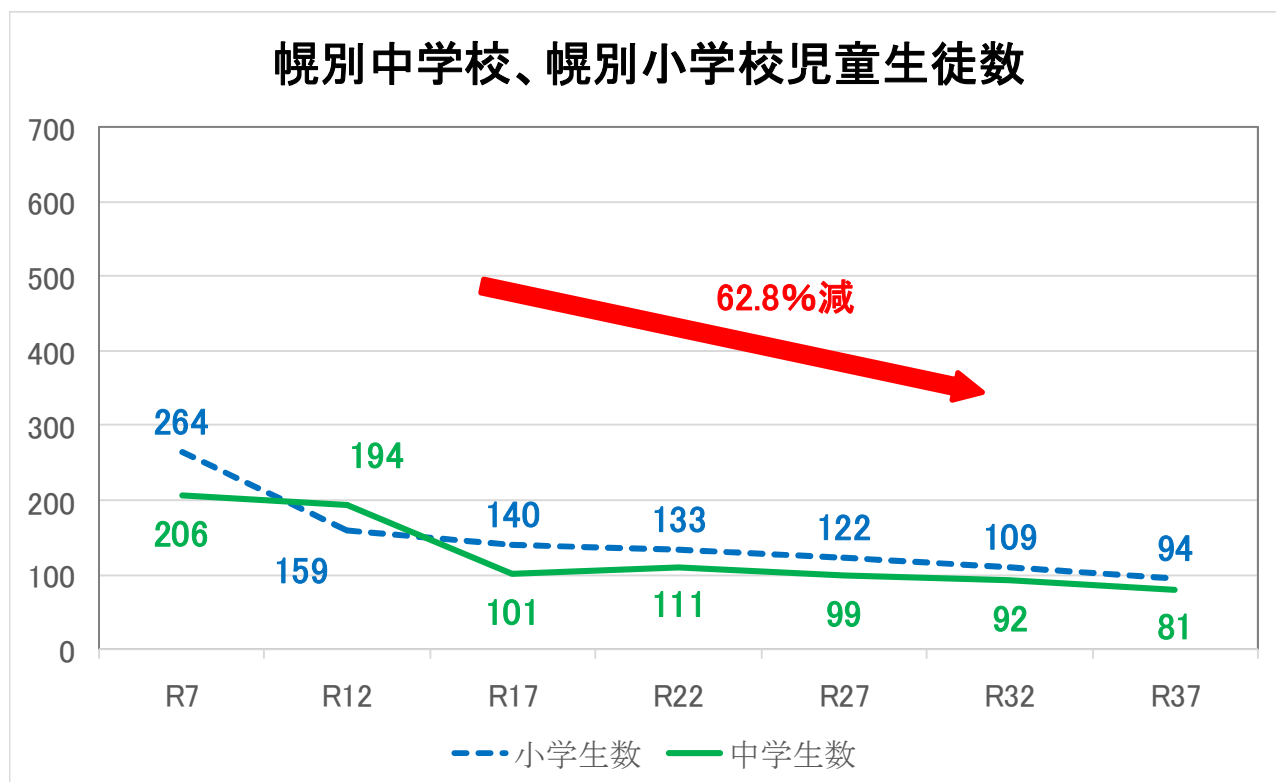
当市の人口のピークは、昭和 58 年で 59,000 人を超え、当時の市立小中学校に通う児童生徒数は 8,835 人です。その後、社会情勢や経済状況の変化から人口、児童生徒数とも減少傾向となり、児童生徒数は令和 6 年度には 2,626 人と、ピーク時と比較して約 70%減少しています。

児童生徒数は今後も減少が続き、令和 37 年度には、約 1,200 人となることが予測されます。（『日本の地域別将来推計人口』（令和 5（2023）年推計／国立社会保障・人口問題研究所）から独自に算出）



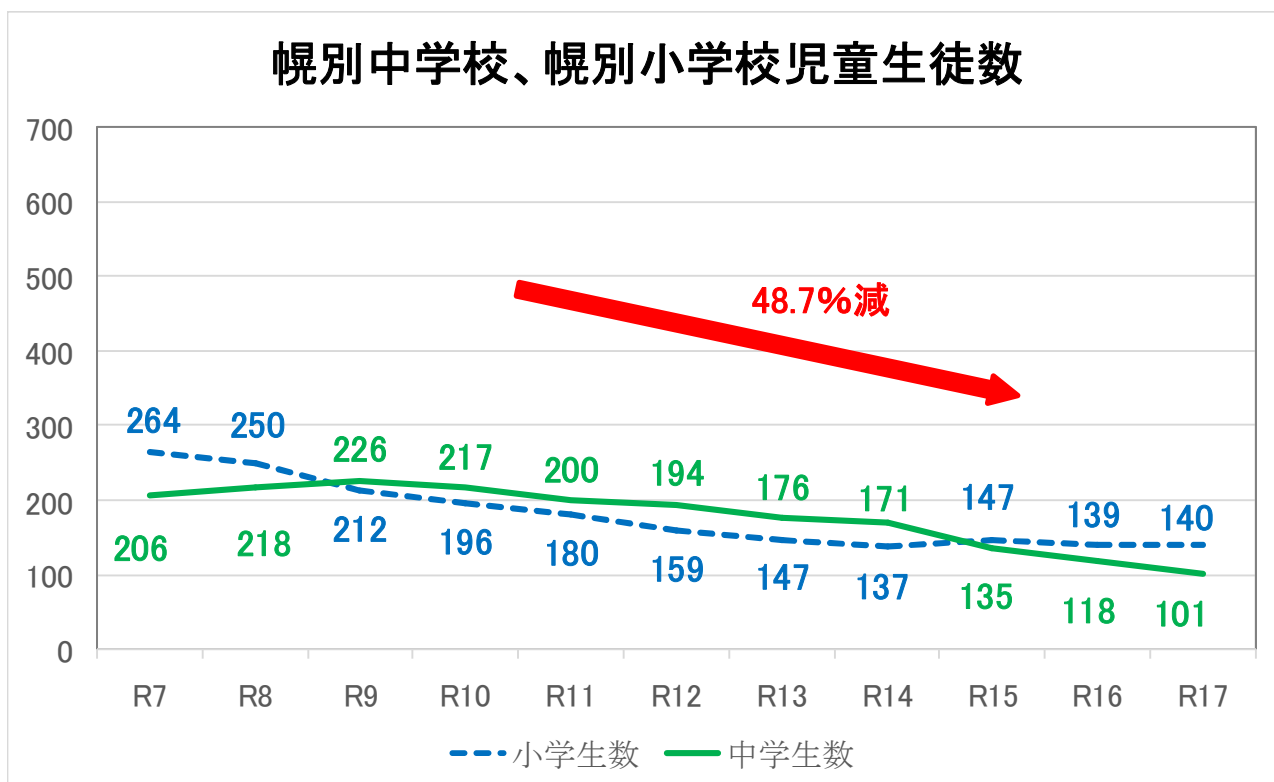
(1) 学校別児童生徒数の予測推移

①-1 幌別中学校・幌別小学校

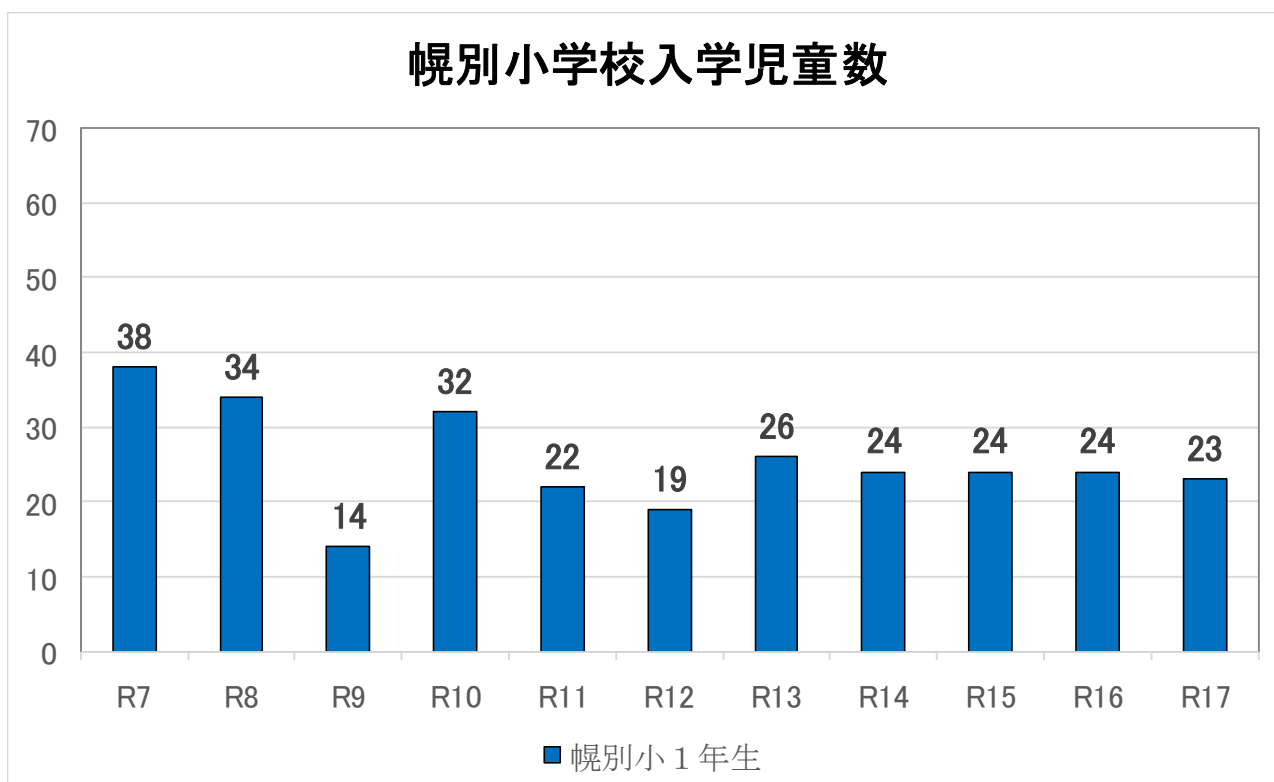


①-2 幌別中学校・幌別小学校（中期予測）

幌別中学校、幌別小学校児童生徒数

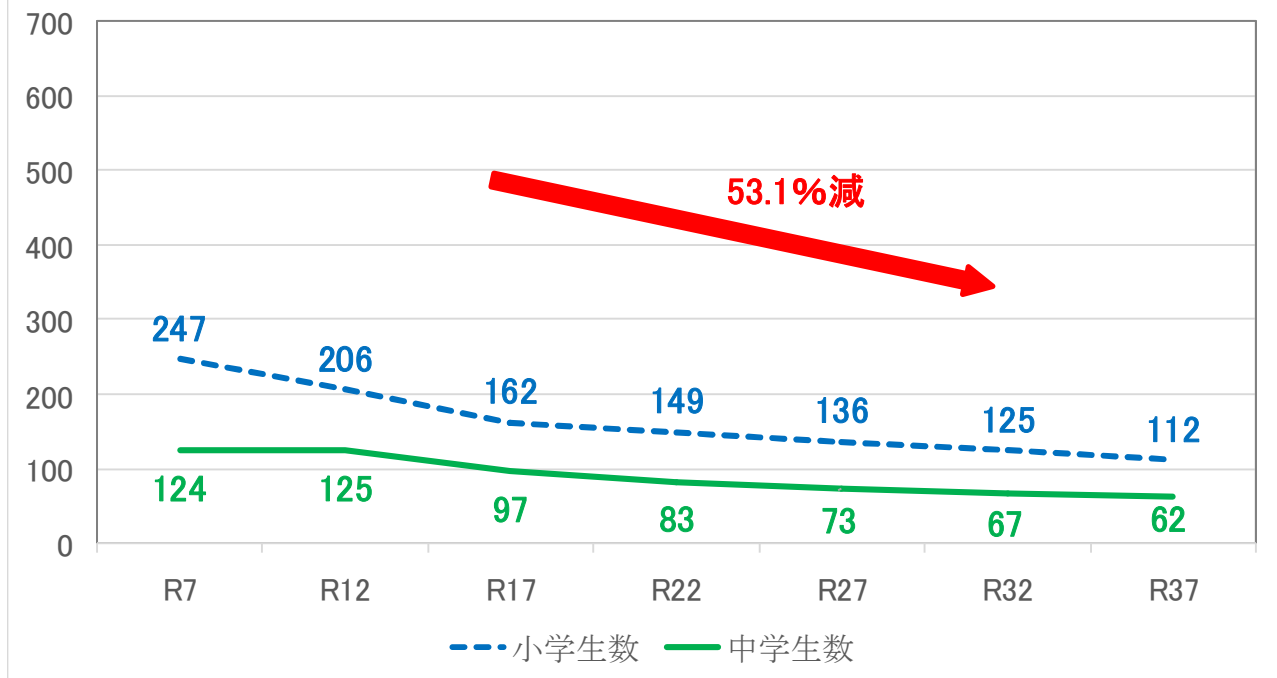


幌別小学校入学児童数

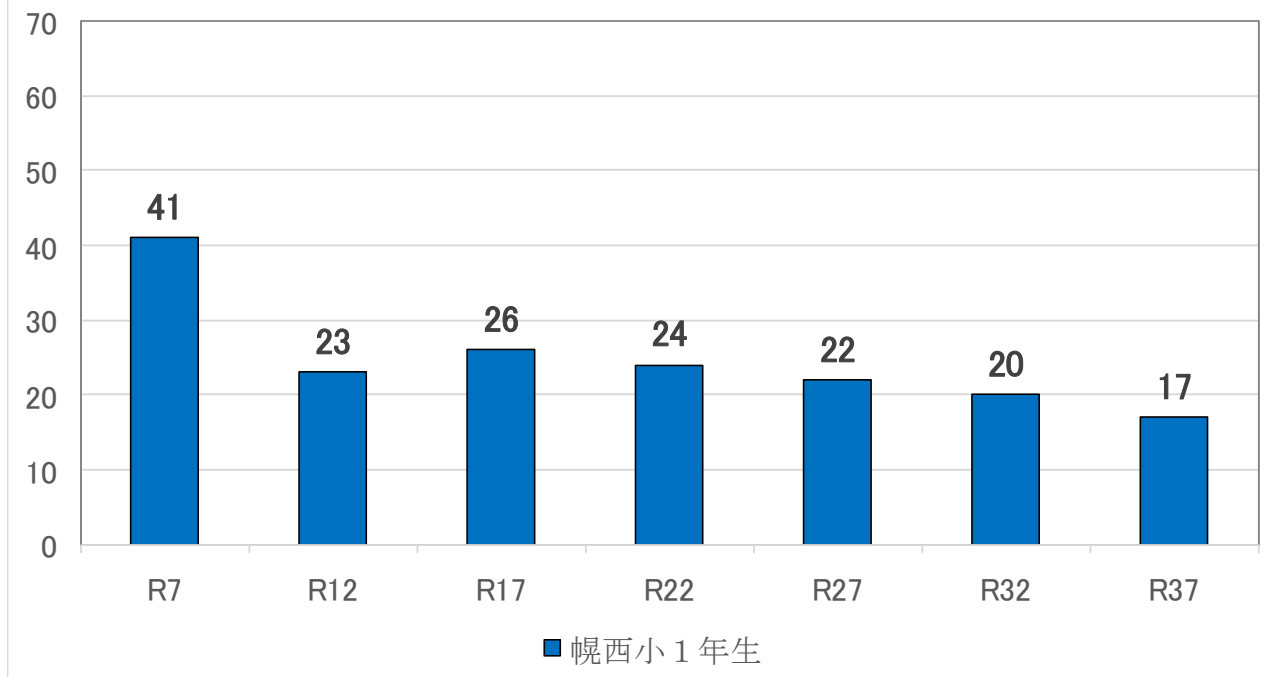


②-1 西陵中学校・幌別西小学校

西陵中学校、幌別西小学校児童生徒数

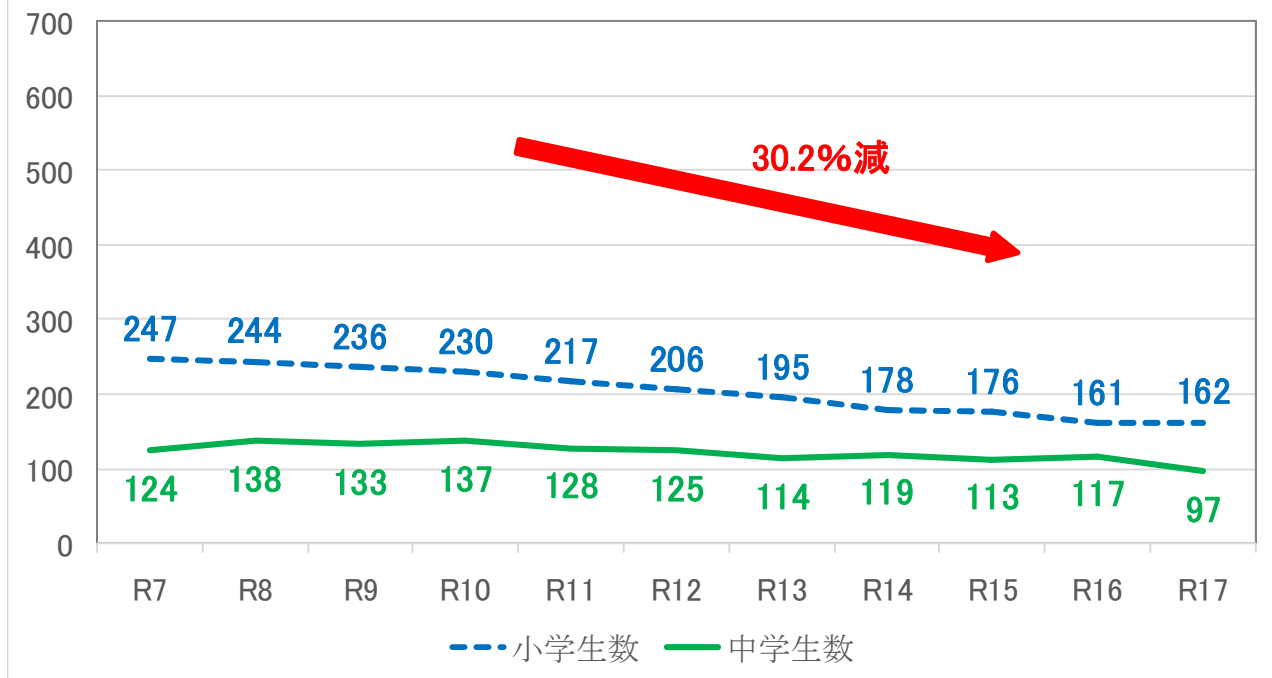


幌別西小学校入学児童数

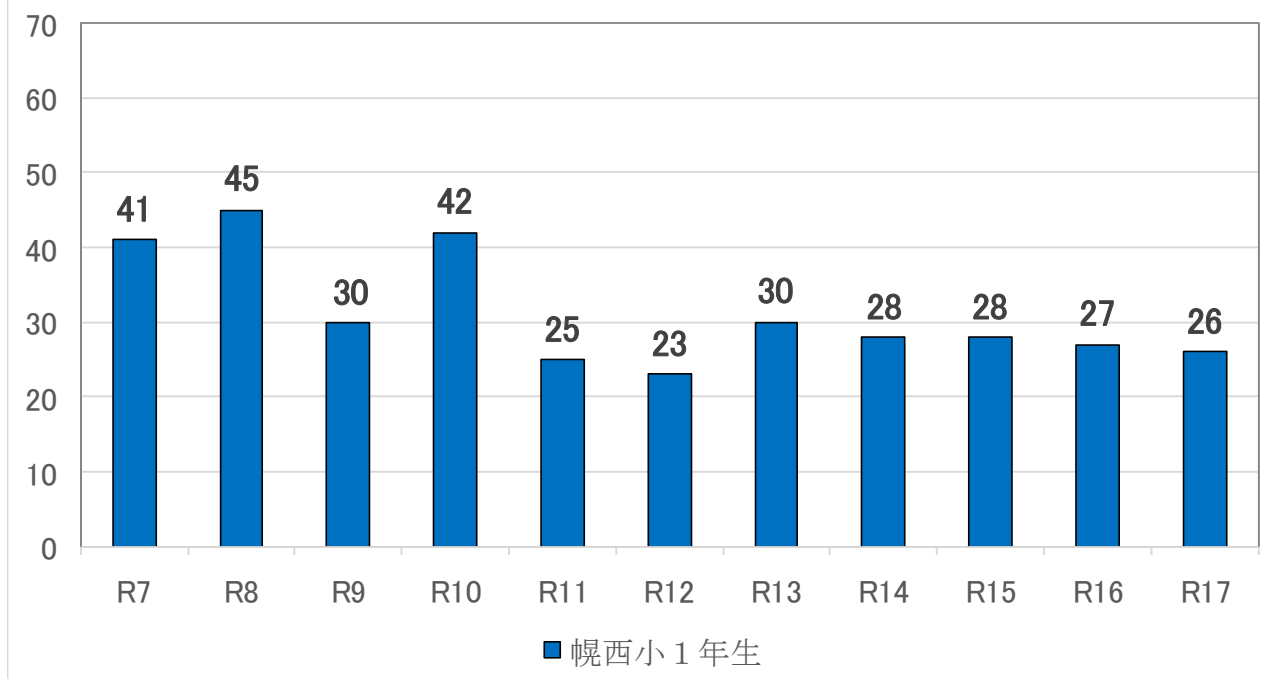


②-2 西陵中学校・幌別西小学校（中期予測）

西陵中学校、幌別西小学校児童生徒数

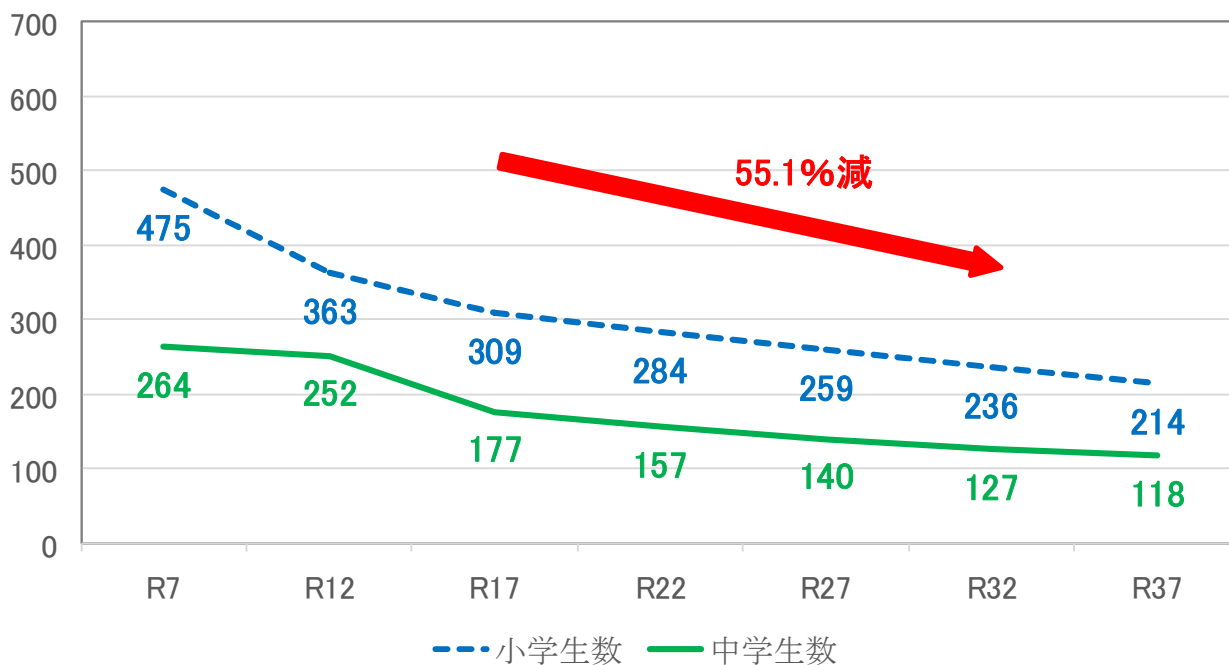


幌別西小学校入学児童数

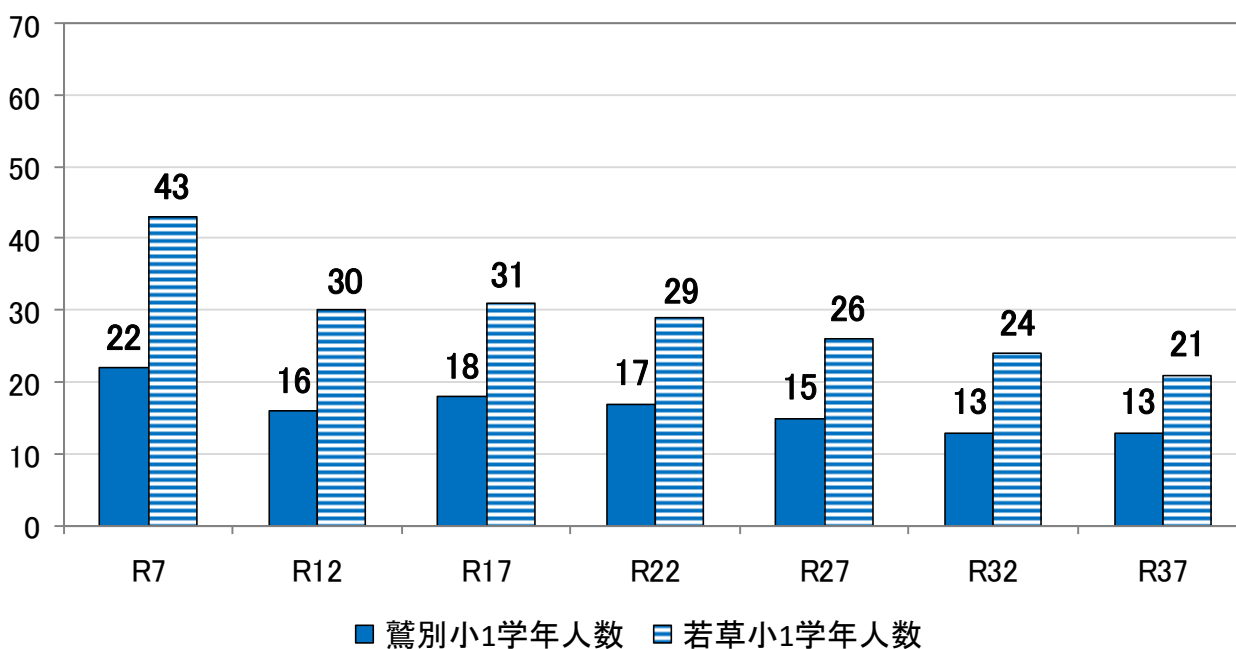


③-1 鷺別中学校、鷺別・若草小学校

鷺別中学校、鷺別・若草小学校児童生徒数

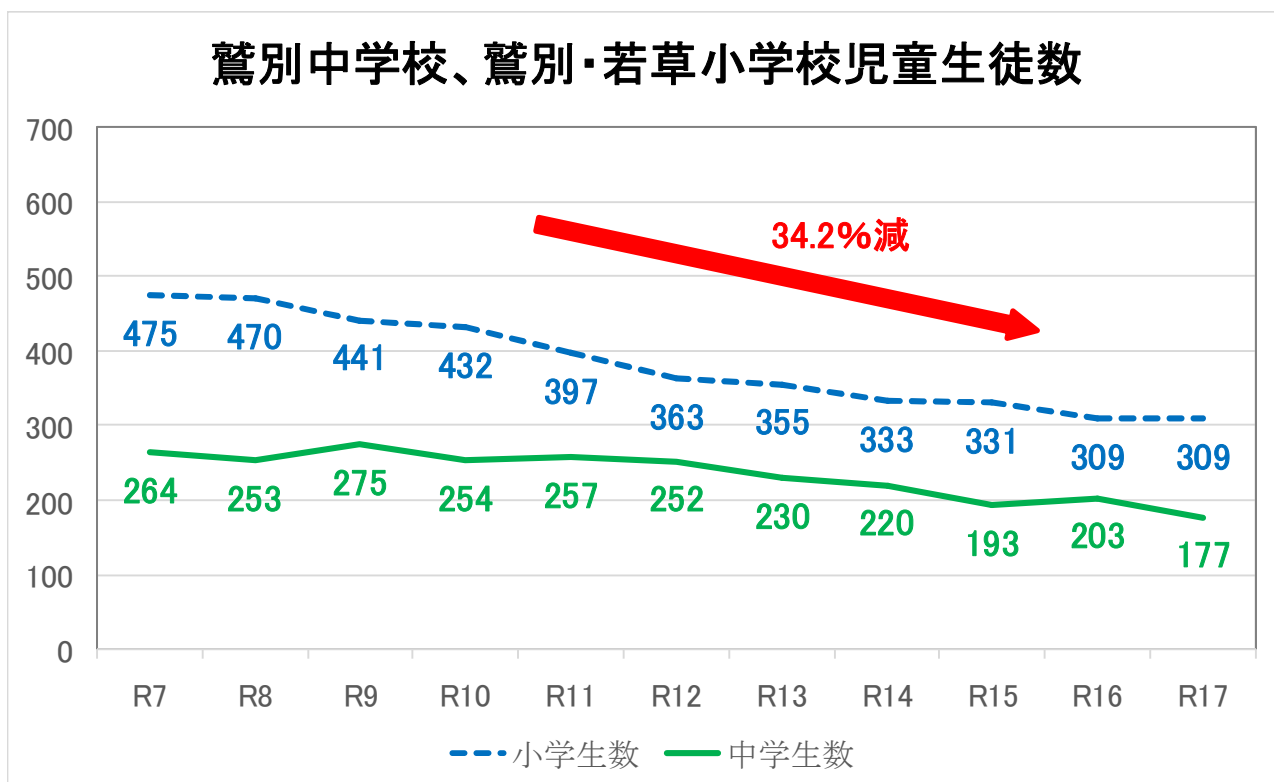


鷺別・若草小学校入学児童数

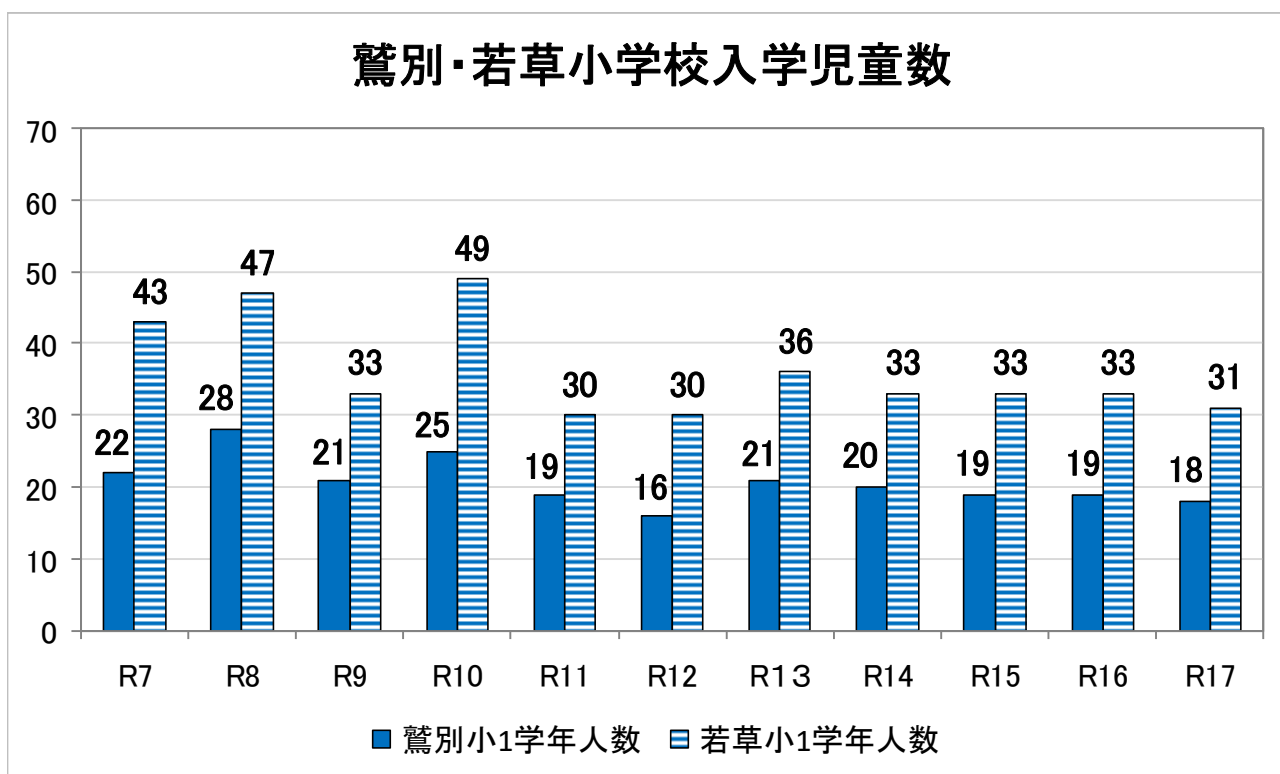


③-2 鷺別中学校、鷺別・若草小学校（中期予測）

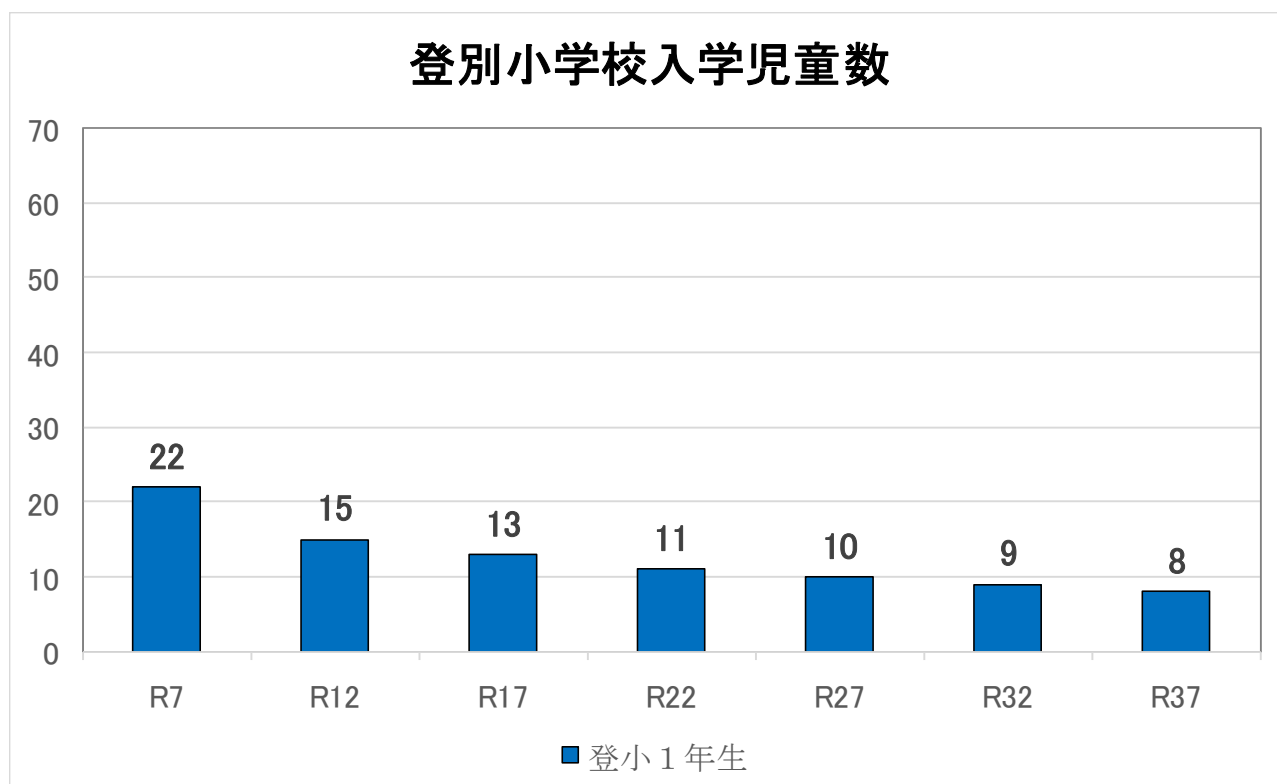
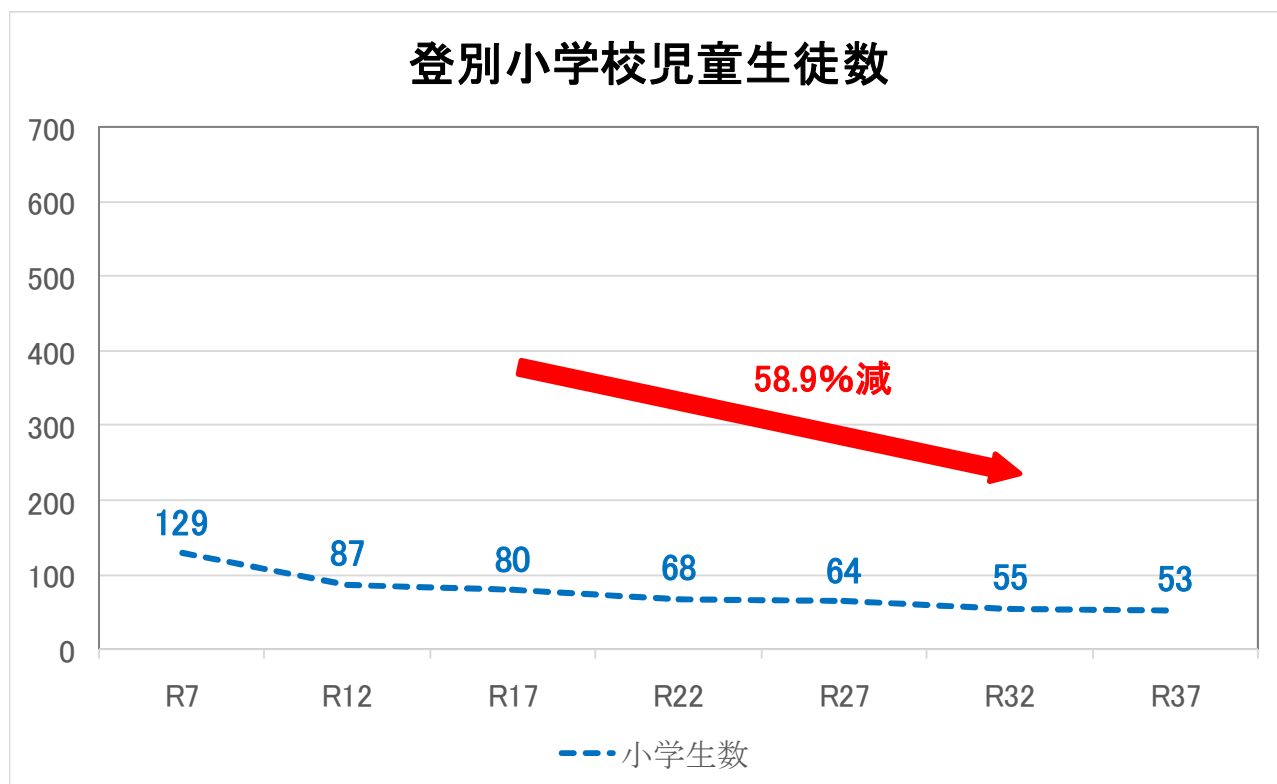
鷺別中学校、鷺別・若草小学校児童生徒数



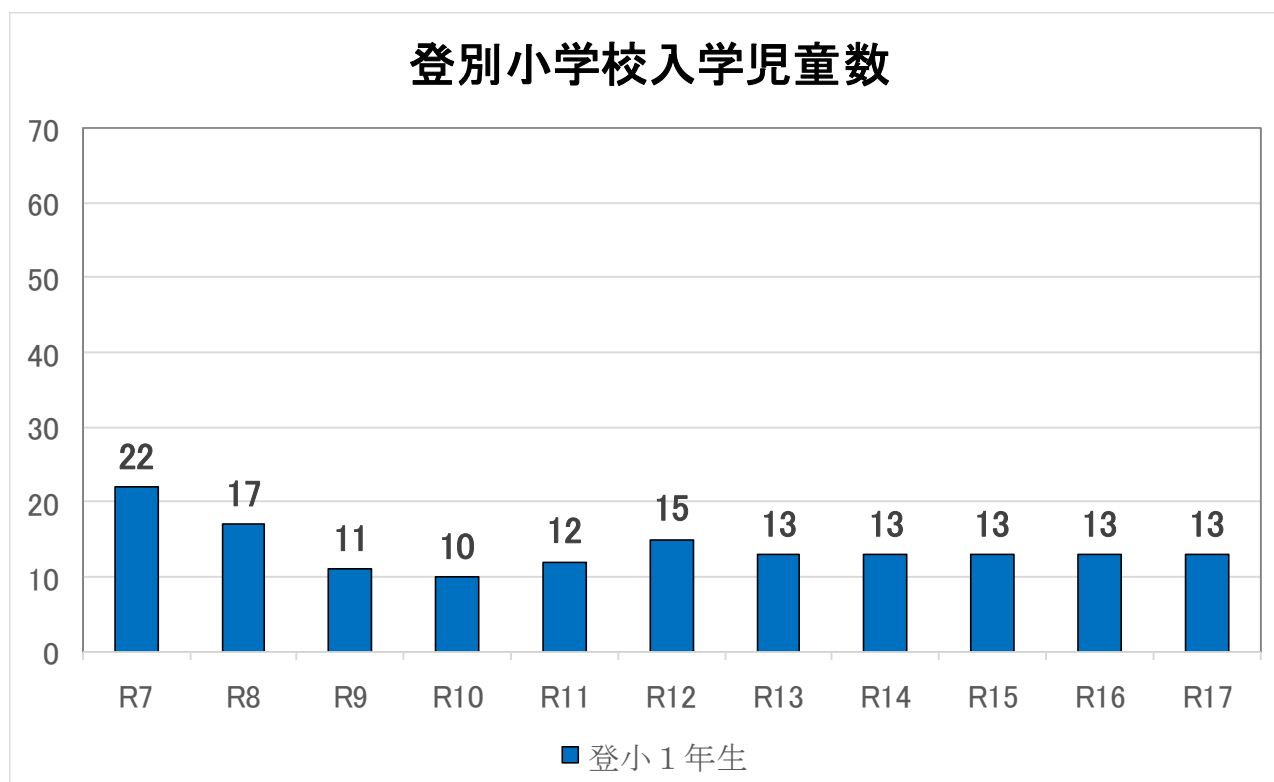
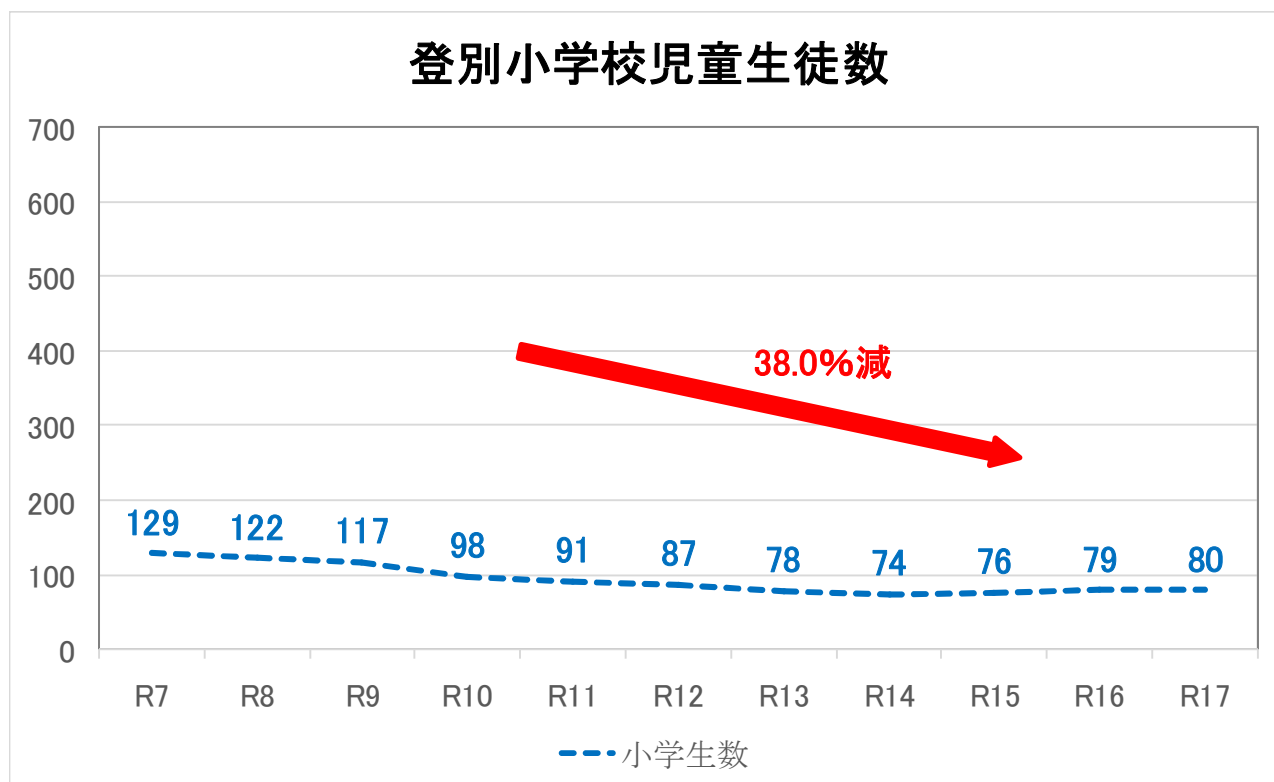
鷺別・若草小学校入学児童数



④-1 登別小学校

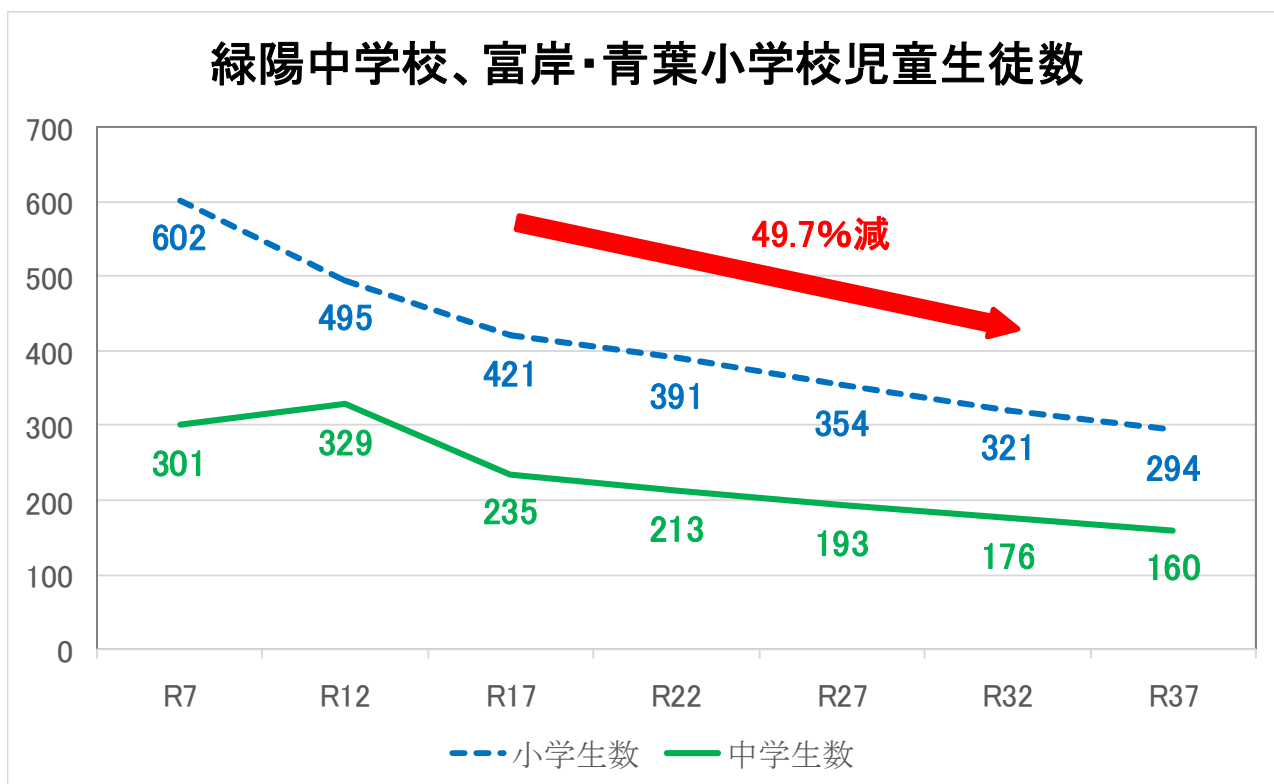


④-2 登別小学校（中期予測）

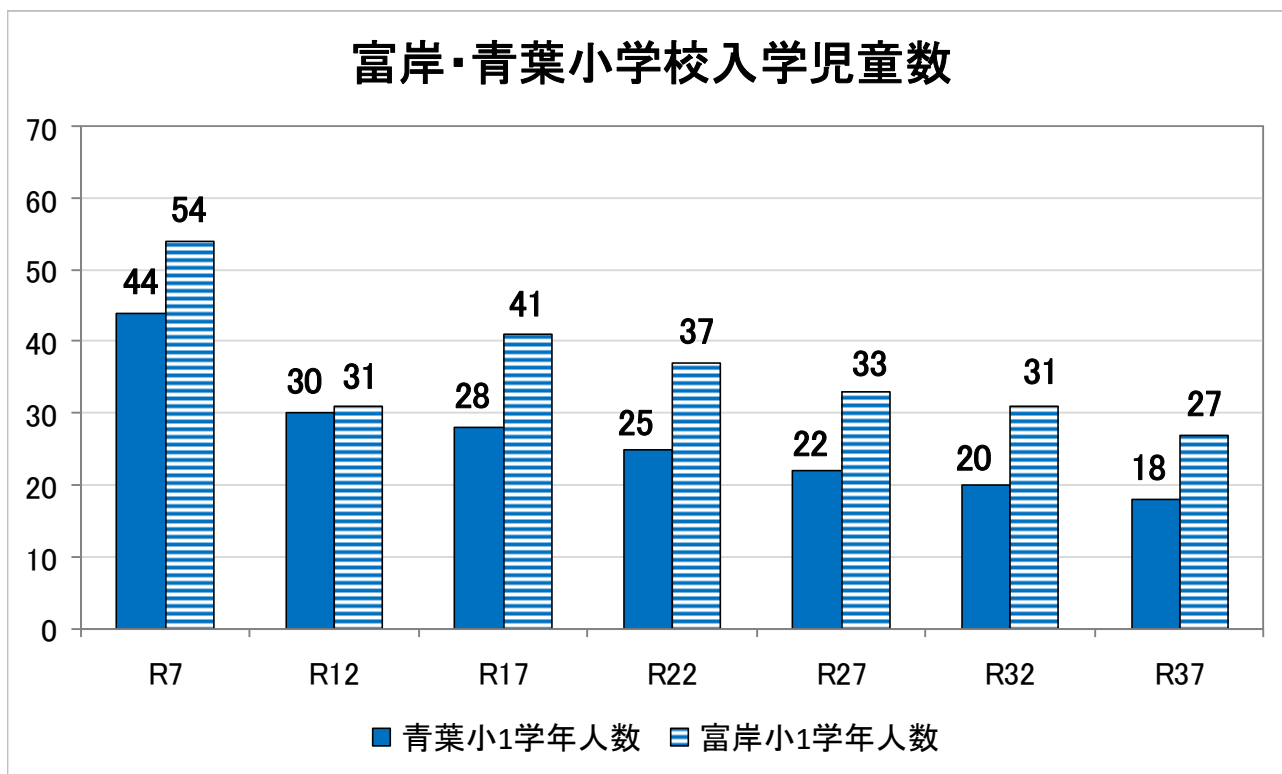


⑤-1 緑陽中学校、富岸・青葉小学校

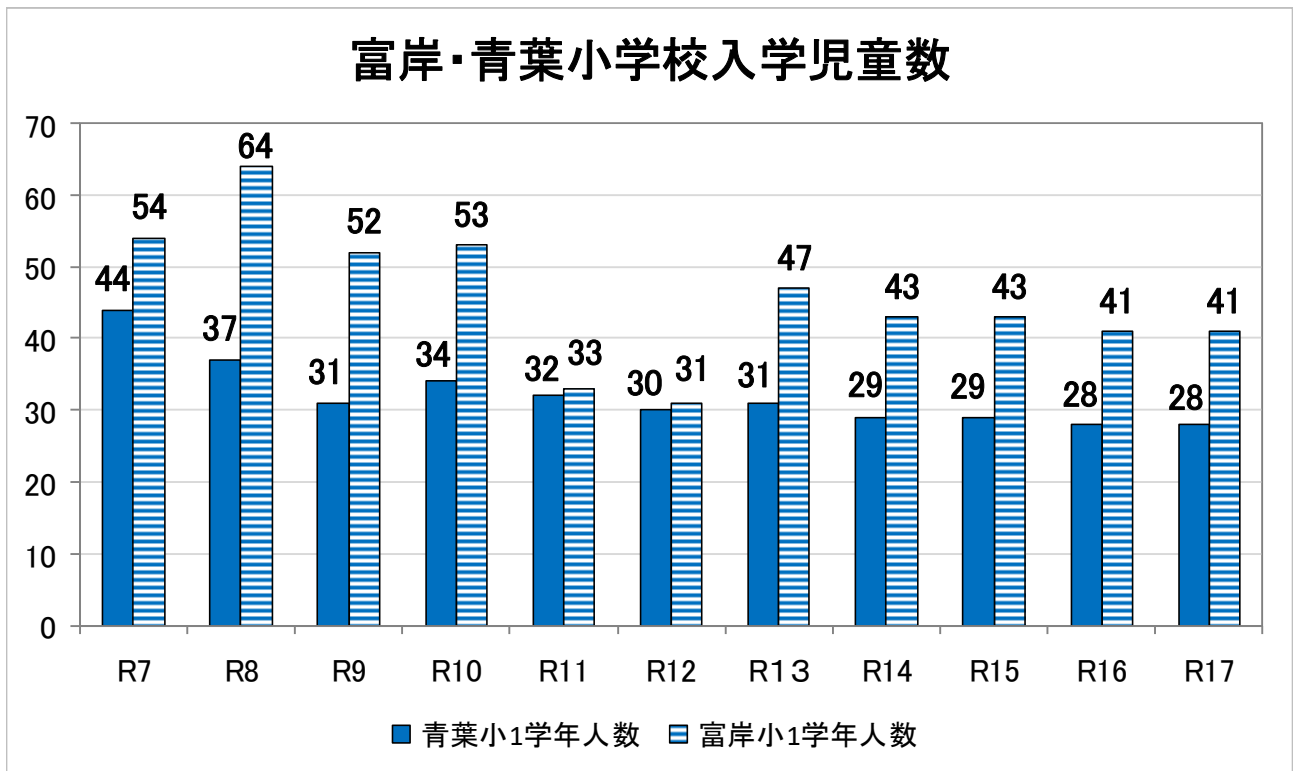
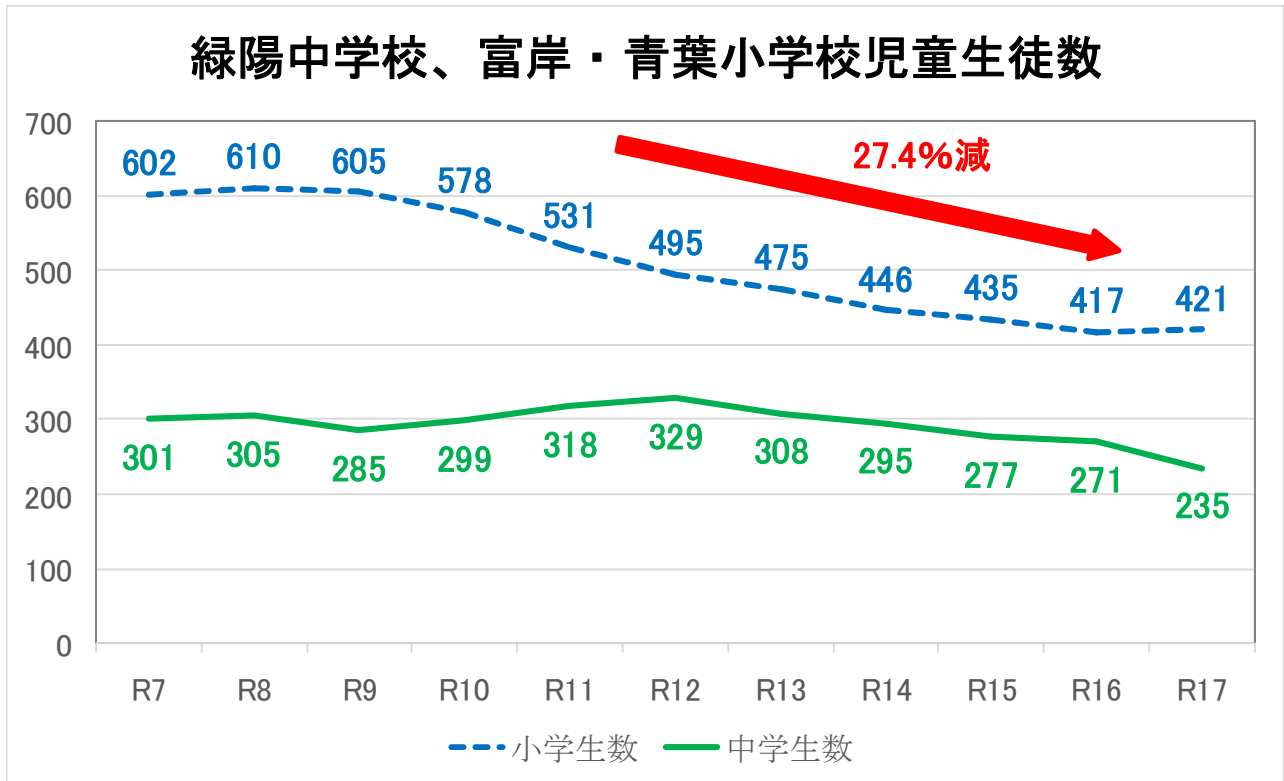
緑陽中学校、富岸・青葉小学校児童生徒数



富岸・青葉小学校入学児童数



⑤-2 緑陽中学校、富岸・青葉小学校（中期予測）



(2) 学校別児童生徒数の予測推移まとめ

①幌別中学校・幌別小学校

幌別中学校・幌別小学校の児童生徒数は、令和 37 年度までに約 62.8%減少することが予測されます。

幌別小学校では、令和 8 年度頃から 1 学年 1 学級となり、令和 24 年度頃から 1 学年 20 人を下回ることが予測されます。

幌別中学校では、令和 9 年度に登別中学校と統合するものの、令和 11 年度頃から全学年 2 学級となり、令和 15 年度頃から 1 学年 1 学級となることが予測されます。

②西陵中学校・幌別西小学校

西陵中学校・幌別西小学校の児童生徒数は、令和 37 年度までに約 53.1%減少することが予測されます。

幌別西小学校では、今後も 1 学年 1 学級となり、令和 31 年度頃から 1 学年 20 人を下回ることが予測されます。

西陵中学校では、今後も 1 学年 1 学級となることが予測されます。

③鷺別中学校、鷺別・若草小学校

鷺別中学校、鷺別小学校・若草小学校の児童生徒数は、令和 37 年度までに約 55.1%減少することが予測されます。

若草小学校では令和 9 年頃から 1 学年 1 学級となってきますが、当面の間は 20 人を超えることが予測されます。

鷺別小学校では、今後も 1 学年 1 学級となり、令和 11 年度頃から 1 学級 20 人を下回ることが予測されます。

鷺別中学校では、令和 34 年度頃から 1 学年 1 学級となり、令和 36 年度頃から全学年が 1 学級となることが予測されます。

④登別小学校

登別小学校の児童数は、令和 37 年度までに約 58.9%の減少が予測されます。

登別小学校では、今後も 1 学年 20 人を下回り、令和 13 年頃から全学年が 20 人を下回ることが予測されます。

⑤緑陽中学校、富岸・青葉小学校

緑陽中学校、富岸・青葉小学校の児童生徒数は、令和 37 年度までに約 49.7%の減少が予測されます。

富岸小学校は、令和 24 年頃から 1 学年 1 学級となりますが、当面の間は 20 人を超えることが予測されます。

青葉小学校は令和 9 年頃から 1 学年 1 学級となり、令和 32 年頃から 1 学年 20 人を下回ることが予測されます。

緑陽中学校では、今後も 2 学級以上を維持することが予測されます。

3 学校の規模・通学距離

(1) 小規模化の「よさ」と「課題」

	よ さ	課 題
学習面	○児童生徒の一人ひとりに目がとどきやすく、きめ細かな指導を行いやすい。	<ul style="list-style-type: none"> ●集団の中で、多様な考え方に触れる機会や学び合いの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。 ●1学年1学級の場合、ともに努力してよりよい集団を目指す、学級間の相互啓発がされにくい。
	○学校行事や部活動等において、児童生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しやすい。	<ul style="list-style-type: none"> ●運動会などの学校行事や音楽活動等の集団による教育活動に制約が生じやすい。 ●中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しにくい。 ●児童生徒数、教職員数が少ないため、グループ学習や習熟度別学習など、多様な学習形態を取りにくい。
生活面	<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒相互の人間関係が深まりやすい。 ○異学年間の縦の交流が生まれやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ●クラス替えが困難なことなどから、人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。 ●集団内の男女比に極端な偏りが生じる可能性がある。 ●切磋琢磨する機会等が少なくなりやすい。
	○児童生徒の一人ひとりに目がとどきやすく、きめ細かな指導を行いやすい。	<ul style="list-style-type: none"> ●教職員が少ないことで組織的な体制が組みにくく、指導方法等に制約が生じやすい。

多様な考え方に触れ、互いに学び合い、高め合うためにはある程度の規模は必要です。

学級規模が小さい（児童生徒数が少ない）環境では、一人ひとりに目が行き届きやすく、きめ細やかな指導がしやすくなります。しかしながら、学級規模により教職員が配置されることから、一定規模の学級数を確保することにより教職員数が増え、グループ学習など学習形態が充実します。

また、コミュニケーション能力を高めたり、友だちを選べたりする環境を確保するためには、ある程度の人数が必要だと考えられます。

大規模校の「多様な考え方に触れられる環境」と小規模校の「きめ細やかな指導が受けられる環境」は、相反するものでありますが、それぞれのよさがあることも事実です。

(2) 法令等における学校規模・通学距離

法令上、学校教育を行う上での適正規模について直接的に明記されたものではありませんが、次の法令において、規模について言及されています。

法 令 等	内 容
学校教育法施行規則 第 41 条	小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。
学校教育法施行規則 第 79 条	第四十一条から第四十九条まで、(省略)の規程は、中学校に準用する。
義務教育諸学校等の 施設費の国庫負担等 に関する法律施行令 第 4 条	法第三条第一項第四号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。 一 学級数が、小学校及び中学校にあつてはおおむね十二学級から十八学級まで(省略)であること。

この規程を各学年の学級数にあてはめると、小学校では各学年 2～3 学級、中学校では各学年 4 学級～6 学級となるため、当市では現在、複数の学校が国の考える標準以下となります。

また、平成 27 年 1 月に、文部科学省は「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりにむけて～」を公表しており、こちらでは望ましい学級数について記載されています。

法 令 等	内 容
公立小学校・中学校 の適正規模・適正配 置等に関する手引	(望ましい学級数の考え方) ○小学校では、まず複式学級を解消するには、少なくとも 1 学年 1 学級以上(6 学級以上)であることが必要となります。また、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには 1 学年 2 学級以上(12 学級以上)あることが望ましいものと考えられます。 ○中学校についても、全学年でクラス替えを可能としたり、学級を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置するためには、少なくとも 1 学年 2 学級以上(6 学級以上)が必要となります。また、免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、少なくとも 9 学級以上を確保することが望ましいものと考えられます。

国の手引では、学校規模については、学年単学級の場合の学級規模、学校全体の児童生徒数、中長期的な児童生徒数の予測、児童生徒の学習状況、社会性やコミュニケーション能力、規範意識の育成の状況などを踏まえて総合的な判断を行うことが望まれるとされています。

学校への通学距離についても学校規模と同様に、直接的に明記されたものではありませんが、次の法令等において言及されています。

法 令 等	内 容
義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条	<p>法第三条第一項第四号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>二 通学距離が、小学校にあつてはおおむね四キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあつてはおおむね六キロメートル以内であること。</p>
公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引	<p>徒歩や自転車による通学距離としては、小学校で4 km以内、中学校で6 km以内という基準はおおよその目安として引き続き妥当であると考えられます。(抜粋)</p>

国の手引では、通学距離については、各地域が抱える課題や実情は様々であることから、総合的な教育条件の向上に資する形で、学校の適正配置の検討を行う必要があるとされています。

本市において適正配置を進める上では、何より子どもたちの教育の充実を考えの中心とし、子どもたちが勉強や運動、遊びなど意欲をもって取り組み、生き生きとした生活を送り、将来にわたって健やかに成長していける学びの環境づくりを第一に考えていくことが大切であると考えます。

(3) 学級編制基準と教員配置基準（北海道）

①学級編制基準

学校種別	学級編制 の区分	単式学級(第1学年から第5学年までの児童で編制する学級)	2個学年複式学級(第1学年の児童を含む学級)	3個学年複式学級	4個学年複式学級	5個学年複式学級	単級	特別支援学級	重複障害学級
小学校(義務教育学校の前期課程を含む。) ※令和7年4月1日以降の基準		35人	8人					8人	
中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。)		40人	8人					8人	
視覚障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校	小学部	6人	4人	4人	4人	4人			3人
	中学部	6人	4人				4人		
聴覚障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校	小学部	6人	4人	4人	4人	4人			3人
	中学部	6人	4人				4人		3人
知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校	小学部	6人	4人	5人	5人	5人	5人		3人
	中学部	6人	4人				5人		3人

※義務教育諸学校学級編制基準規則（昭和41年4月1日教育委員会規則第1号）

②教職員配置基準（抜粋）

1 普通学級

学級数	1		2	3		4	5	6		
	併置校	単置校		単置校で15人以下又は併置校で37人以下	単置校で16人以上又は併置校で38人以上			100人以下	100人以上	
配置数	小学校	2		3	4	5	6	7	8	9
	中学校	3	4	6	9		9	10	11	
7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
10	11	12	13	14	15	17	18	19	20	21
13	15	16	18	20	21	22	23	25	26	28

2 特別支援学級

学級数	1	2	3	4	5	6	7	
配置数	小学校	1	2	4	5	6	7	8
	中学校	1	3	4	5	6	7	8

※小学校及び中学校の県費負担教職員定数配置基準（平成3年3月8日決定）

4 通学区域と通学距離の基準

(1) 登別市立学校通学区域

当市の学校通学区域は以下のとおりです。(令和7年4月1日現在)

小学校	区 域
幌別	中央町、常盤町、千歳町、来馬町、札内町（札内町 381 番地を除く。） 幌別町、幸町、新栄町
幌別西	富士町、新川町、片倉町、柏木町、川上町、鉦山町
青葉	緑町、桜木町、青葉町、大和町1丁目、若山町1丁目、2丁目
鷺別	鷺別町、栄町1丁目、2丁目
若草	美園町、若草町、上鷺別町
富岸	新生町、富岸町、若山町3丁目、4丁目、栄町3丁目、4丁目、大和町2丁目
登別	登別本町、登別東町、登別港町、富浦町、札内町 381 番地、中登別町、 登別温泉町、上登別町、カルルス町
中学校	区 域
幌別	幌別小学校の通学区域
西陵	幌別西小学校の通学区域
鷺別	鷺別小学校、若草小学校の通学区域
登別	登別小学校の通学区域 ※令和9年4月1日に幌別中学校と統合
緑陽	青葉小学校、富岸小学校の通学区域

「地域の学校」は歴史を重ねるほどに、その地に暮らす地域住民にとって単なる教育施設ではなく、地域のシンボルであり、コミュニティの中心となる存在として機能しています。特にコミュニティスクールを推進している本市では、適正配置を考える上で、その検討にあたり、学校関係者だけではなく、町内会など地域コミュニティとの関係にも十分配慮していかなければならないと考えています。

(2) 通学距離の基準

本市では、通学距離の基準は定めていませんが、通学距離や道路・河川など地理的要因を勘案して通学区域を定め、就学する学校を指定しております。

また、徒歩通学の基準について、小学生で概ね2 km以内、中学生で概ね3 km以内としています。

5 学校施設の現状

市内にある小中学校施設の建設時期は次のとおりです。

市内の小中学校の校舎・体育館は、登別市教育施設長寿命化計画（令和2年3月策定）により、全て長寿命化が可能と判定されており、定期的な大規模改修・長寿命化改修を行うことで、目標耐用年数を80年と設定しています。

建築から60年を経過している校舎については早急な検討が、その他の校舎についても、多くが建築から40年を経過していることから、適正配置に併せて今後の方向性の検討が必要となっています。

小学校	建築年度	構造
幌別小学校	校舎：平成5年度(31年) 体育館：昭和53年度(46年)	鉄筋コンクリート造 鉄筋その他造
幌別西小学校	校舎：昭和47年度(52年) 体育館：昭和58年度(41年)	鉄筋コンクリート造 鉄筋その他造
青葉小学校	校舎：昭和51年度(48年) 体育館：昭和51年度(48年)	鉄筋コンクリート造 鉄筋その他造
鷺別小学校	校舎：平成28年度(8年) 体育館：平成26年度(10年)	鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造
若草小学校	校舎：昭和45年度(54年) 体育館：昭和53年度(46年)	鉄筋コンクリート造 鉄筋その他造
富岸小学校	校舎：昭和52年度(47年) 体育館：昭和52年度(47年)	鉄筋コンクリート造 鉄筋その他造
登別小学校	校舎：昭和44年度(55年) 体育館：昭和50年度(49年)	鉄筋コンクリート造 鉄筋その他造

中学校	建築年度	構造
幌別中学校	校舎：昭和36年度(63年) 体育館：平成7年度(29年)	鉄筋コンクリート造 鉄筋その他造
西陵中学校	校舎：昭和48年度(51年) 体育館：昭和49年度(50年)	鉄筋コンクリート造 鉄筋その他造
鷺別中学校	校舎：昭和37年度(62年) 体育館：昭和45年度(54年)	鉄筋コンクリート造 鉄筋その他造
緑陽中学校	校舎：昭和57年度(42年) 体育館：昭和57年度(42年)	鉄筋コンクリート造 鉄筋その他造

※建築年度は、取り壊したものを除いた最も古い年度を記載。

6 課題まとめ

校 区	区 分	課 題
幌中・幌小 校区	中 期 的 課 題	【幌別中学校】1学年1学級（令和15年度頃） 校舎老朽化（建築後63年）
	長 期 的 課 題	【幌別小学校】1学年20人以下（令和24年度頃）
西陵・西小 校区	中 期 的 課 題	【西陵中学校】1学年1学級（令和6年度～）
	長 期 的 課 題	【幌別西小学校】1学年20人以下（令和31年度頃） 校舎老朽化（建築後52年） 【西陵中学校】校舎老朽化（建築後51年）
鷺中 鷺小・若小 校区	中 期 的 課 題	【鷺別小学校】1学級20人以下（令和11年度頃） 津波発生時の高台までの避難距離 【鷺別中学校】校舎老朽化（建築後62年） 津波発生時の高台までの避難距離
	長 期 的 課 題	【若草小学校】校舎老朽化（建築後54年） 【鷺別中学校】1学年1学級（令和34年度頃）
登小校区	中 期 的 課 題	【登別小学校】全学年20人以下（令和13年度～）
	長 期 的 課 題	【登別小学校】校舎老朽化（建築後55年）
緑陽 富岸・青葉 校区	中 期 的 課 題	無し
	長 期 的 課 題	【富岸小学校】校舎老朽化（建築後47年） 【青葉小学校】1学年20人以下（令和32年頃） 校舎老朽化（建築後48年） 【緑陽中学校】校舎老朽化（建築後42年）

登別市学校適正配置基本方針

(1) 適正配置の目的

当市が進める市立小・中学校の適正配置の目的は、「子どもたちの教育環境の充実」にあります。

学校は子どもたちがこれからの社会をたくましく生きぬくことのできる力を育む場であり、児童生徒の数が多すぎると教師の目が行き届かなくなり、少なすぎても競い合ったり、高め合ったりすることができなくなります。また、通学区の設定が子どもや地域の実情に合わなければ、子どもの活動が制限されたり、地域との関係が希薄になったりしてしまいます。

当市の学校は、地域とのかかわりが深く、地域の文化の伝承やイベントへの協力も積極的に行われています。また、災害時の避難所、選挙の投票所、学校の行事への参加や登下校の見守り活動など地域のコミュニティの場としても大切な機能を果たし、地域とともにある学校としての役割を担っています。

このようなことを踏まえ、今後においても児童生徒にとっての良好な教育環境を維持し向上を図ることを目指し、学校の適正配置に取り組む方針を明らかにしました。

(2) 適正配置の基本的な方針

- 学校の適正配置は、単なる統合という形式にとらわれることなく、子どもたちの教育環境の維持、向上を基盤にすえ、地域の実情に即して実施する。
- 学校の適正配置は、子どもたちの教育環境に著しく課題があると認められることが予想される場合などに、保護者や学校、地域の意見を尊重しながら進める。
- 学校の適正配置は、将来の児童生徒数の増減の動向を十分に考慮しながら協議をし、進める。
- 学校の適正配置は、慎重な態度で実施すべきものであり、学校関係者のみならず、広く地域住民にも周知啓発しながら実施する。
- 学校の適正配置は、通学の距離・利便性に加え、校舎の老朽化や津波被害などの自然災害対策を視野に入れ、既存の施設の活用や新たな場所への学校新設についても検討する。
- 学校の適正配置に伴い通学区が拡大する場合には、地域の実情等を勘案し、保護者や学校の意見を尊重しながら通学支援の方法等を検討する。

(3) 学校の規模

①学校規模の目安

当市の地域事情から考えると、通学区域の広さ、通学路の状況、学校設立の背景など、それぞれに事情が異なるため、一律に学校規模の基準を設けることは適当ではありません。

しかし、学校適正配置を進めるうえで、学校規模のある程度の基準を設けることは必要だと考えます。

文部科学省の『公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引』においては、小学校では複式学級を解消するためには少なくとも1学年1学級以上であることが必要であり、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団活動を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには1学年2学級以上あることが望ましいと考える、とされています。

また、中学校においても、全学年でクラス替えや学級を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置するためには、少なくとも1学年2学級以上が必要であり、免許外指導を無くしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、少なくとも9学級以上を確保することが望ましいものと考えられる、とされています。

本市において、小学校については、通学時間や地域の実情を勘案すると、全学年で2学級を維持することは難しいものの、可能な限り、一定の学級数を確保することが望ましいと考えられます。

また、中学校の場合は教科担任制であるため、教職員を確保し、多様な指導形態を取るためには、本市の生徒数の規模においては、7学級または8学級を確保することが望ましいと考えられます。

1 普通学級

学級数	1		2	3		4	5	6		7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
	併置校	単置校		単置校で15人以下又は併置校で37人以下	単置校で16人以上又は併置校で38人以上			100人以下	101人以上													
配置数	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	17	18	19	20	21	22	23	24
小学校	3	4	6	9	9	10	11	13	15	16	18	20	21	22	23	25	26	28	30	31		
中学校																						

そこで、必要な学校規模の目安を、

- ・小学校では、1学年1学級以上、ただし1学年2学級以上が望ましい
 - ・中学校では、1学年2学級以上、ただし1学年3学級以上が望ましい
- とします。

②学級規模について

学級編制の基準は、小学校では35人、中学校では40人となっています。

しかし、学級規模は小さいほどよいというものではなく、多様な学習形態（グループ学習、習熟度別学習等）やある程度競争できる規模が、望ましいことから、必要な学級人数の目安として、

- ・1学年1学級の場合、20人程度以上
- とします。

(4) 適正配置の進め方

規模の目安（学級数、学級人数）を下回ることが予測される学校区などについて、学校施設の老朽化や自然災害対策などの課題も含めて、通学区域の拡大により隣接する学校との統合を基本に教育委員会において検討を進めます。また、登下校時の安全性や通学距離・手段を考慮したうえで通学区域の見直しや、「特認校」・「学校選択制」など通学区域の弾力化、小学校と中学校の併設や隣接地に建設するなどの小中一貫教育の推進なども併せて検討し、『登別市小中学校の適正規模・適正配置の指針～将来における小中学校のグランドデザイン～』において、想定される適正配置の姿を示します。

適正配置の具体的な検討には、児童生徒、保護者の意見を大切にすることが必要であることから、想定される適正配置の姿について、アンケートや保護者懇談会等を実施し、その結果を基に、「地区別検討委員会」において話し合いを行っていただき、統合の方向性となった場合は、「学校統合委員会」を設置し、統合に向けた環境整備や統合にあたって生じる課題への対応方法など協議を進めていきます。

(5) 登別市学校適正配置基本方針の見直し

本基本方針は、今後の社会情勢や教育制度の変化等方針に影響を与える変化が生じた場合などにおいて、必要に応じ見直します。